

Seiwa Global News (SBC-Japan, SSBC-Shanghai, VSBM-Vietnam)

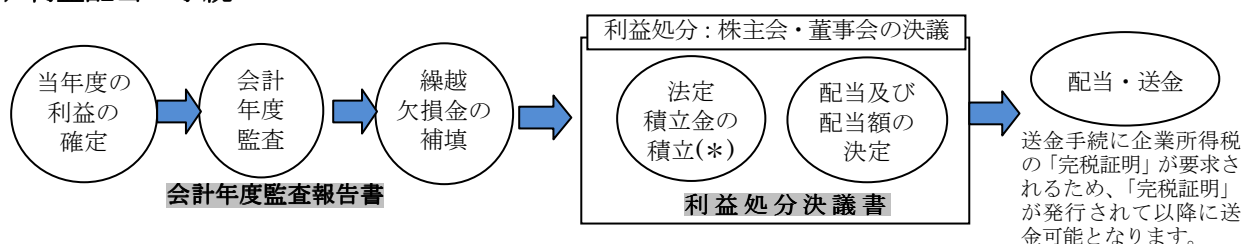
Vol. 3 26. May 2008

日本親会社への利益配当（中国）

2007 年度の会計年度監査、企業所得税の確定申告手続きが終わり、2007 年度までに発生した利益の配当を検討される企業の皆様も多いのではないかと思います。そこで、今回は利益配当に関する(1)手続および(2)課税について、2008 年 1 月 1 日より施行されました中華人民共和国企業所得税法（以下、「新企業所得税法」とします。）による変更点なども合わせて簡単な解説をさせていただきます。

（中国企業の決算は一斉に 12 月末となっています。）

(1) 利益配当の手続



（＊）外商投資企業の法定積立金の内訳（積立目的に応じて分類される。）

資 本 項 目	準備基金	将来の欠損金の補填のため。増資に当てることも可能。独資企業の場合は純利益の 10%以上の積立が強制されます。（ただし、累積積立額が登録資本金の 50%に達した場合には、以後積立は強制されません。）
	企業発展基金	技術改良、固定資産の購入、流動資産の留保のため。独資企業の場合の積立は任意となっています。
負 債 項 目	従業員奨励福利基金	従業員の福利厚生、特別手当等に当てるため。独資企業の場合は、積立は任意となっています。

(2) 配当所得への課税

中国国内での課税

配当を受ける投資者（親会社）に対して企業所得税が課税されることになります。外国投資者（親会社）については、中国国内に納税を行う組織が存在しないため、配当を行う現地法人が配当時に源泉徴収義務を負い、納税を行うこととなります。新企業所得税法の施行に伴い、配当に係る外国投資者への源泉所得税率については、注意が必要です。

- 2007 年 12 月 31 日以前（新企業所得税法施行前）
免税（外商投資企業所得税法）
- 2008 年 1 月 1 日以降（新企業所得税法施行後）
10.00%（企業所得税法、企業所得税法实施条例）
- 移行措置（2008 年 1 月 1 日までに累積した未処分利益）
免税（財税（2008）1 号 2008.2.22 「企業所得税の優遇政策に関する通知」）

以上より、2008 年 1 月 1 日までに累積した未処分利益を外国投資者へ配当する際には、企業所得税の源泉徴収の必要がありません。

※なお、現行の通達においては配当における未処分利益の帰属年度の確定方法については、明確な規定はありません。

日本国内での課税

親会社が配当を受けた場合は、益金として法人税の課税所得となります。

一方、中国において納税済みの企業所得税等の“外国税額控除”を適用する必要があります。

また、外国税額控除の計算に当たり、“タックスペアリングクレジット”を検討する必要があります。“タックスペアリングクレジット”とは、みなし外国税額控除とも呼ばれ、実際には中国において免税・減税がなされていたとしても、納税したものとみなして外国税額控除が認められるものです。

手続の詳細につきましては、SSBCもしくは、最寄りの成和グループ各社までお問合せください。
（上海成和ビジネスコンサルティング）

Seiwa Global News は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

■ 岐阜事務所 渡辺 会計事務所 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング (SBC-Seiwa Business Consulting)

岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel 058-295-7077 fax 058-295-7078

■ 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング (SSBC-Shanghai Siwa Business Consulting)

上海市長寧区長寧路 855 号亨通国際大廈 12 楼 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779

■ ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント (VSBM-Vietnam Seiwa Business Management)

No.27,Thu Khoa Huan,F.8,Q.Tan Binh,Ho Chi Minh City,Vietnam Tel:+84-8-864-0244